		担当課	保健福祉課	検索番号	20-1
法令名	愛媛県立衛生環境研究所使 用料条例	根拠条項		4	
許認可等	使用料の減免等				

(根拠規定)

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年4月1日条例第10号)

(使用料の納付時期及び減免等)

第4条 使用料は、依頼又は使用許可申請の際に全額を納めなければならない。但し、知事は、 特別の事由があると認めた者に対しては、使用料を減免し、又は後納若しくは分納させることが できる。

(許認可等の基準)

2 審査基準

愛媛県立衛生研究所使用料条例第4条に規定する使用料の減免等に関する審査基準(平成8年3月18日付け地第256号保健環境部長通知)による

(その他)